



2020 年 1 月 27 日

各 位

株式会社 富山銀行

「とやま家族信託サービス」の取扱開始について

株式会社富山銀行（頭取 齊藤栄吉）は、2020 年 1 月 27 日（月）より家族信託受託者向けサービス「とやま家族信託サービス」の取扱いを開始いたします。

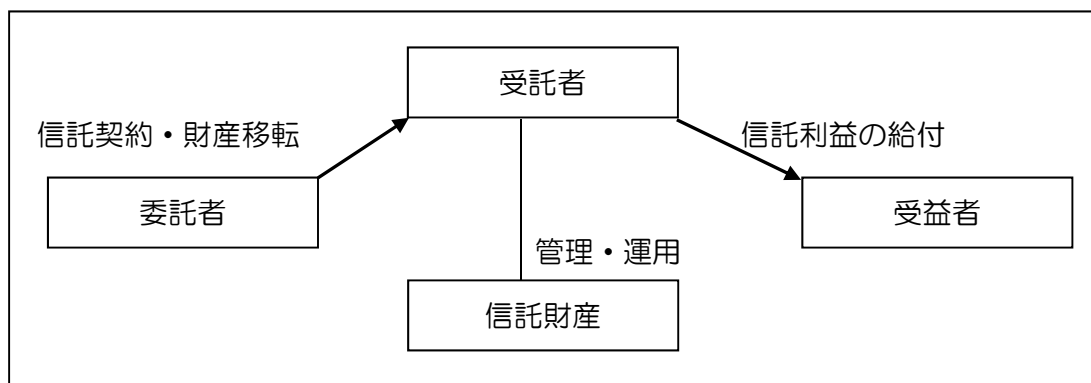
本サービスの導入により、相続対策や事業承継に関する課題解決の選択肢を広げることになります。

今後ともお客様の幅広いニーズにお応えするため、サービスの拡充に努めてまいります。

記

1. 家族信託の概要

家族信託とは、財産の管理・運用・処分する権利を家族に託す仕組みです。財産保有者（委託者）が、その財産に関する利益を帰属させる者（受益者）のために、特定の者（受託者）に財産を託し、受託者がその目的に沿って財産の管理・運用・処分等を行います。



2. サービスの概要

（１）家族信託管理口座の開設

信託財産を分別管理する専用口座である「信託口座」を開設します。

（２）抵当付不動産の信託財産化

（根）抵当権設定不動産登記簿に、信託を目的として信託委託者から信託受託者へ所有権移転登記を行う等の相談に応じます。

株式会社 富山銀行



(3) 受託者向け融資の実行

信託財産等を担保とした新規融資を受託者名義で受付します。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
富山銀行 営業統括部
(担当：営業企画グループ)
TEL 0766-27-0164

株式会社 富山銀行